

育児休業中などの女性を対象とした授業料減免制度の導入について

～育児休業中などの女性を対象に「学び直し」支援として全授業料を半額に～

経営管理修士(MBA)の取得が可能な社会人大学院であるSBI大学院大学(学長:北尾吉孝、所在地:神奈川県横浜市)は、育児休業中の女性や、出産等のため退職した女性のスキルアップと円滑な社会復帰を支援する目的で、「育児休業中などの女性を対象とした授業料減免制度」を導入することとしました。この制度は、女性の活躍を中核として位置づけている政府の成長戦略における、仕事に本格復帰する前の女性の「学び直し」を支援していく方針をうけ、社会人大学院としていち早くそのニーズに対応すべく制定したものです。

本大学院は、インターネット環境が揃っていればいつでも学習可能なeラーニングを主に活用したビジネススクールで、育児中の女性でも自身の時間に合わせて無理なく受講されています。iOSアプリによる講義の配信にも対応しているため、講義をiPhone*等にダウンロードし、外出先の隙間時間に学習することも可能です。女性は、結婚や出産のために一旦退職してしまうと正規社員として社会復帰するのが難しいと言われておりますが、この制度を活用しMBAの学位を取得することで、より多くの女性が、結婚・出産後の円滑な社会復帰をされることは勿論、スキルアップやキャリアアップを図りながら活躍されることを期待しております。

*iPhoneはApple Inc.の商標です。

制度の概要は次の通りです。

■本制度の適用対象者:

次の①及び②のいずれにも該当しており、スキルアップの意欲にあふれる女性を対象とします(以降にある「応募の資格」も満たす必要があります)。

①育児休業中の女性(「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による育児休業に限る)、又は、結婚や出産のために会社等を退職し現在は無職の女性。

(※1)

②次のいずれかの試験で、以下に定める成績を上げた女性。

・SBI大学院大学の入学試験(※2)・・・750点以上

・TOEIC、又はこれに準ずる英語検定試験(※3)・・・TOEIC換算で800点以上

※1 育児休業中の女性については、「育児休業証明書」、結婚や出産のために会社等を退職し現在は無職の女性については、それらを証明する書類(配偶者や子供が記載された住民票や配偶者の源泉徴収票など)が必要です。詳細は当学事務局にお問い合わせ下さい。

※2 論文及び面接による1000点満点の試験。詳細は当学Webサイト「募集要項」をご覧ください。

※3 詳細は当学事務局にお問い合わせ下さい。

■学費の減免:

1年次及び2年次につき、入学金及び授業料の半額を減免します。

(減免後の金額・・・入学金50,000円、授業料各年次800,000円、IT・教材費1年次30,000円、2年次20,000円)

■出願資格:

下記の当学Webサイト「募集要項」に記載された出願資格をご確認ください。

募集要項 <http://www.sbi-u.ac.jp/appli/index.html>

SBI大学院大学

学長:北尾 吉孝

形態:専門職大学院(通信教育)

卒業後の学位・称号:経営管理修士(専門職)

入学定員:正科生80名(春期生・秋期生の2回募集)

最低修業年限:2年

URL:<http://www.sbi-u.ac.jp>

SBI大学院大学は、知育のみならず徳育を重視した教育及び実践的な学問を重視した教育を行なうことにより、確たる倫理的価値観と実行力を伴う胆識を具備した人材を育成し、これらの素養を備えた実務家を通じ、日本のみならず国際的な場面においてもリーダーシップを発揮できるようなプロフェッショナルを育成することを教育研究上の目的としております。即戦力となりうるプロフェッショナルの育成を目指すため、実務者でもある教員による、ネット時代の経営学・法務・計数管理などの実践的科目を体系的な教育カリキュラムで用意し、優秀な成績で修了した者が起業する場合や業容の拡大を志す場合には、SBIグループにて全面的に支援しております。

<本件に関するお問い合わせ>

SBI大学院大学 事務局

電話:045-342-4605 / FAX:045-663-5093 / E-mail:admin@sbi-u.ac.jp/ 担当:丹羽・石川